

長野市市税条例の一部改正について

- 1 公示送達制度の見直し
- 2 個人市民税 特定親族特別控除の創設
- 3 加熱式たばこの課税方式の見直し
- 4 システム標準化に伴う固定資産税 土地・家屋名寄帳交付手数料の改正

財政部 市民税課・資産税課

公示送達制度の見直し

【令和5年度税制改正に伴う改正】

公示送達は、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置く等の、所要の措置を講ずる。

【現 行】

市の掲示場に公示事項が記載された書面を掲示



【改正後】

インターネットを利用し不特定多数の者が閲覧できる状態に置く

+

市の掲示場に公示事項が
記載された書面を掲示

又は

市役所に設置したパソコンの
画面に表示したものを閲覧で
きる状態に置く

【施行期日】 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる
規定の日

個人所得課税

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 ～いわゆる103万円の壁～

【令和7年度税制改正の概要】（令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用）

○ 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保証額について、65万円（現行55万円）に引上げ

○ 特定親族特別控除の創設

特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逦減する仕組みを導入（控除額：最高45万円）

← 条例改正

○ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円（現行48万円）に引上げ

改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)																								
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	<最低保障額> 改正前：55万円 → 改正後：65万円																								
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	<給与収入200万円相当以下の場合> 改正前：最高48万円 → 改正後：最高95万円 ※収入に応じ控除額が逦減（例：給与収入850万円相当超の場合は58万円）																								
③大学生年代の子等 (特定扶養控除関係)	所得税と同様の対応	① 現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除																								
④扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：48万円 → 改正後：58万円																								
非課税ライン (単身者の場合)	<table> <tr> <td></td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr> <tr> <td>基本額等</td><td>45万円 (変更なし)</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>給与所得控除</td><td>55万円</td><td>65万円 (+10万円)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>100万円</td><td>110万円</td></tr> </table>		改正前	改正後	基本額等	45万円 (変更なし)	45万円	給与所得控除	55万円	65万円 (+10万円)	計	100万円	110万円	<table> <tr> <td></td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr> <tr> <td>基礎控除</td><td>48万円</td><td>95万円 (+47万円)</td></tr> <tr> <td>給与所得控除</td><td>55万円</td><td>65万円 (+10万円)</td></tr> <tr> <td>計</td><td>103万円</td><td>160万円</td></tr> </table>		改正前	改正後	基礎控除	48万円	95万円 (+47万円)	給与所得控除	55万円	65万円 (+10万円)	計	103万円	160万円
	改正前	改正後																								
基本額等	45万円 (変更なし)	45万円																								
給与所得控除	55万円	65万円 (+10万円)																								
計	100万円	110万円																								
	改正前	改正後																								
基礎控除	48万円	95万円 (+47万円)																								
給与所得控除	55万円	65万円 (+10万円)																								
計	103万円	160万円																								

(注) 地方税独自の非課税限度額が適用

※給与収入200万円相当以下の場合

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。

特定親族特別控除の創設（個人住民税）

【令和7年度税制改正に伴う改正】

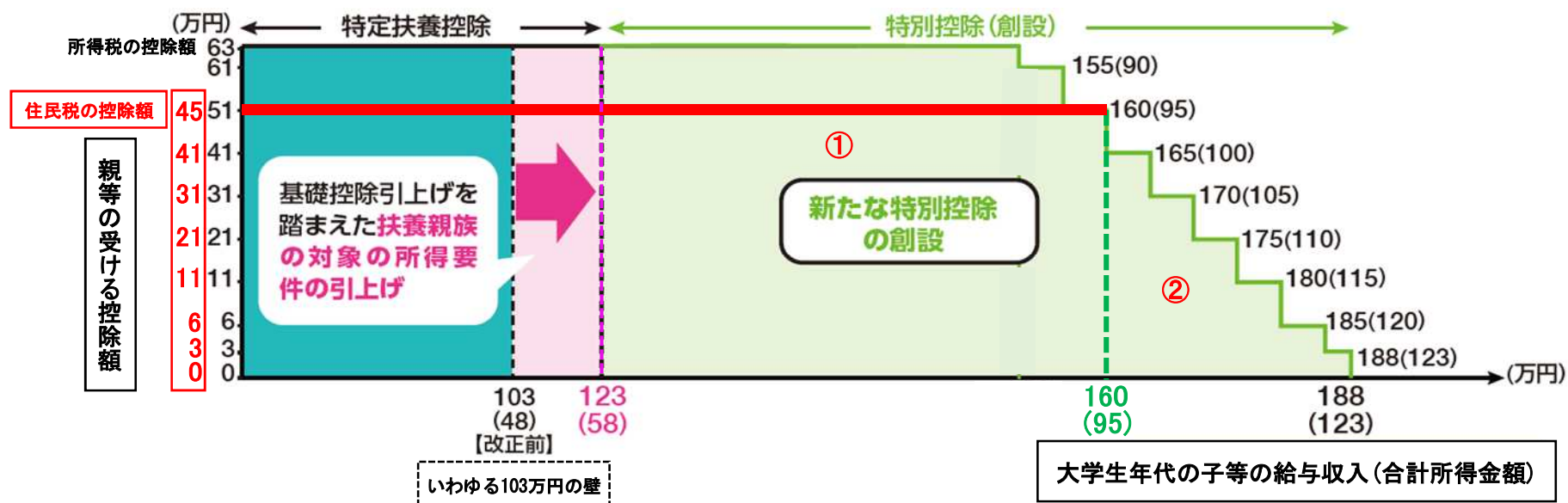
【改正の背景】

厳しい人手不足の状況下において、特に大学生年代のアルバイトの就業調整は税制が一因となっているとの指摘があることから、19歳以上23歳未満の子等の親等が広く所得控除を受けられるよう、新たな控除を創設

【控除の内容】

大学生年代の子等の合計所得金額が95万円（給与収入160万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（45万円）の所得控除①を受けられ、大学生年代の子等の合計所得金額が95万円を超えた場合でも、親等が受けられる控除の額が段階的に逡減（ていげん）する②仕組み

【施行期日】 令和8年1月1日（令和8年度課税から適用）



加熱式たばこの課税方式の見直し

【令和7年度税制改正に伴う改正】

■現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとする。

■改正案

区分	加熱式たばこの換算要素	換算方法
現行	重量 ＋ 小売定価	◆重量：加熱式たばこ0.4gを紙巻たばこ0.5本に換算 ◆価格：加熱式たばこの小売定価を紙巻たばこの1本の金額(約20円)に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算
新方式	重量のみ	◆紙、その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.35gをもって、紙巻たばこの1本に換算 ※1本当たりの重量が0.35g未満のもの → 当該加熱式たばこの1本をもって、紙巻たばこの1本に換算 ◆上記以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2gをもって、紙巻たばこの1本に換算

■経過措置

改正時期	課税標準	
現行	現行の換算本数×1.0	—
第一段階 R8.4.1～	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5
第二段階 R8.10.1～	—	新換算本数×1.0

※激変緩和措置として、R8.4.1以降とR8.10.1以降の2段階で課税方式の見直しを実施

■施行期日： 令和8年4月1日

システム標準化に伴う固定資産税 土地・家屋名寄帳交付手数料の改正

【固定資産税システム標準化に伴う改正】

【現行】

- 固定資産税 土地・家屋名寄帳の交付手数料
「1枚につき300円」を徴収（市税条例第73条の2）

【固定資産税システムの標準化に伴う課題】

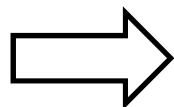
- 行政システムの全国標準化（令和8年1月1日運用開始）により、「土地・家屋名寄帳」の
1枚あたりの搭載物件数が大幅に減少するため、申請者の手数料の負担が急増

（従来の名寄帳）

1枚あたり
最大16物件

例）16物件所有の場合

交付1枚 300円



（標準様式）

1枚あたり
最大4物件

交付4枚 1200円

1枚あたりの搭載物件数が
1/4に減少



交付枚数増・手数料の負担増

【改正案】

- 固定資産税 土地・家屋名寄帳の交付手数料の徴収方法を
「（課税年度ごと）1納税義務者あたり300円」とする

9月議会 市税条例改正、令和8年1月1日施行（予定）